

入札参加者各位

建築都市総務課契約室長

【重要】入札参加者の皆様へのお願い

日頃から本県の建築行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県が行う工事や業務委託の競争入札に当たっては、公平性・透明性・競争性が確保されるよう、各種手続きを定めているところです。

入札参加者の皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき、下記のいずれかに該当する場合は、速やかにお申し出くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 県内で施工する工事(県発注工事に限りません。また、元請・下請を問いません。)において、死亡者を伴う事故を発生させた。
- 2 代表者や役員、使用人(個人事業者の場合は代表者本人)等が、公共機関発注工事に関し、
 - ① 贈賄、競売入札妨害又は談合の容疑により、逮捕又は逮捕を経ずに公訴を提起された。
 - ② 独占禁止法違反容疑で逮捕された。
- 3 独占禁止法違反により、会社(個人事業者の場合は代表者本人)が、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発のいずれかを受けた。
- 4 その他、各種法令等違反の容疑により、代表者や役員、使用人(個人事業者の場合は代表者本人)等が逮捕又は逮捕を経ずに公訴を提起された。